

## 防府市ふるさと寄附金によるNPO等支援補助金交付要綱

平成28年11月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさと寄附において、市があらかじめ指定寄附の対象として認定したNPO法人、ボランティア団体、自治会等、営利を目的とせず市内で地域活動や市民活動を行う団体（以下「NPO法人等」という。）を指定して寄附された寄附金を、当該団体に補助金として交付する「ふるさと寄附金によるNPO等支援補助金」の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定)

第2条 ふるさと寄附における指定寄附の対象としての認定を受けようとする団体は、市長に対しふるさと寄附対象団体認定申請書（第1号様式）により申請し、認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、適当と認められるときは、認定日から認定日の属する防府市総合計画期間の終期までを認定期間とし、ふるさと寄附対象団体認定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 前項により認定を受けた団体（以下「ふるさと寄附対象団体」という。）は、認定期間中、事業年度の開始時に、事業計画書及び予算書を提出しなければならない。また、事業年度終了後3か月以内に、総会等の事業報告書と決算書を提出しなければならない。

(認定の要件)

第3条 ふるさと寄附対象団体の認定を受けようとする団体は、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 防府市内に事務所を置き、総会や理事会などにより団体の意思決定を行っていること。

(2) 法人格の有無に関わらず、定款又は団体の規約を備えていること。

(3) 10名以上の構成員で組織された団体であること。

(4) 自己又は団体の役員等が次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年

法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者

イ アに掲げる者の統制の下にある法人等

- (5) 防府市の施策と整合する公益性の高い活動を行っていること。
- (6) おおむね1年以上の継続的な活動実績があること。
- (7) 法令違反、公序良俗に反する活動等をしていないこと。
- (8) 活動の主な目的が、宗教、政治的なものでないこと。

(認定内容の変更及び認定の取消)

第4条 ふるさと寄附対象団体は、認定内容に変更があったときは、ふるさと寄附対象団体認定変更届(第3号様式)に変更後の書類を添えて速やかに提出しなければならない。また、ふるさと寄附対象団体が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。この場合、当該ふるさと寄附対象団体を指定して一般会計に受け入れている寄附金及び現に基金に積立している寄附金については、他事業に振替ることができる。

- (1) 第3条に定める要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正行為により認定の申請をしたと判明したとき。
- (3) ふるさと寄附対象団体から認定の取消しの申し出があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、当該ふるさと寄附対象団体を指定して寄附された金額の85%相当額の範囲内で、市と当該ふるさと寄附対象団体があらかじめ調整を行い、市が必要な予算措置を行った額を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 ふるさと寄附対象団体は、補助金の交付を申請しようとするときは、防府市ふるさと寄附金によるNPO等支援補助金交付申請書(第4号様式)を、市長に提出しなければならない。ただし、同一年度内に2回以上、この要綱による補助金の交付申請をする場合で、この要綱の規定による1回目の申請時に提出を受けた添付書類の内容に変更がない場合の当該年度の2回目以降の申請においては、添付書類を省略することができるものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は前条の申請があったときは、これを審査し、適当と認められるときは、防府市ふるさと寄附金を活用したNPO等支援補助金交付決定書（第5号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 ふるさと寄附対象団体は、補助金の交付を受けようとするときは補助金交付請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出された場合において、その内容を審査の上、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(事業の変更)

第9条 ふるさと寄附対象団体は、交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ防府市ふるさと寄附金によるNPO等支援補助金変更交付申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、適当と認められるときは、防府市ふるさと寄附金によるNPO等支援補助金変更交付決定書（第8号様式）により通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、ふるさと寄附対象団体が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請をしたとき。
- (4) 市長の指示に従わないとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、補助金の全部又は一部の交付を行わず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(状況報告及び調査)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、ふるさと寄附対象団体に対して、補助金の使途について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(実績報告等)

第12条 ふるさと寄附対象団体は、事業実施後速やかに、交付された補助金の活用状況について、実績報告書（第9号様式）を提出しなければならない。

2 ふるさと寄附対象団体は、補助金の活用内容について、ホームページ等で広く公表するものとする。

（お礼の品）

第13条 NPO法人等を指定した寄附については、市はお礼の品を送らないものとする。ただし、指定された団体は、お礼の品を送ることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 令和8年3月31日以前に第2条による認定を受けた団体が令和8年4月1日以降もふるさと寄附における指定寄附の対象となりたいときは、令和8年4月1日以降に第2条により申請し、認定を受けなければならない。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地

団体名

代表者名

電話番号

防府市ふるさと寄附対象団体認定申請書

防府市ふるさと寄附金によるNPO等支援補助金交付要綱第2条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

団体の設立年月日	
会員数	
活動目的及び主な活動内容	
補助金の活用内容の見込み	
添付書類	①定款又は規約 ②前年の事業報告書及び収支決算書 ③今年度の事業計画書及び収支予算書

年 月 日

様

防府市長

防府市ふるさと寄附対象団体認定通知書

年 月 日付けで認定の申請がありました防府市ふるさと寄附対象団体の認定について、防府市ふるさと寄附金によるNPO等支援補助金交付要綱第2条第2項の規定により、下記のとおり認定したので通知します。

記

- 1 団体名
- 2 代表者名
- 3 認定期間
- 4 条件
  - ① 市から提供する寄附者の個人情報については、お礼状及びお礼品の送付のためにのみ利用し、関係法令等に則って適切に処理すること。
  - ② 補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ市と交付金額等について調整のうえ、補助金交付申請書（第3号様式）を提出すること。
  - ③ 認定期間中は、事業年度終了後3か月以内に総会等の事業報告書と決算書を提出すること。
  - ④ 認定期間中であっても、防府市ふるさと寄附金によるNPO等支援補助金交付要綱第4条(1)～(4)のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地

団体名

代表者名

電話番号

防府市ふるさと寄附対象団体認定変更届出書

防府市ふるさと寄附金対象団体の認定内容に変更がありましたので、防府市ふるさと寄附金によるNPO等支援補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

団体名	
所在地	
代表者名	
活動目的及び主な活動内容	
補助金の活用内容の見込み	

※変更のあった項目のみご記入ください。

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地

団体名

代表者名

電話番号

防府市ふるさと寄附金によるNPO等支援補助金交付申請書

防府市ふるさと寄附金によるNPO等支援補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 添付書類
  - (1) 補助金活用計画書（第4号様式 別紙1）
  - (2) 収支予算書（第4号様式 別紙2）

年度補助金活用計画書

1 事業名	
2 実施期間	年 月 日～ 年 月 日
3 事業の目的	
4 事業内容	
5 予想される成果・効果	

収支予算書

1 収 入

科 目	金額 (円)	備 考
市補助金		
計		

2 支 出

科 目	金額 (円)	備 考
計		

※ 支出科目は、謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、工事請負費等に分けて記載してください。（経理上の科目名で構いません。）

指令防 第 号  
年 月 日

様

防府市長

防府市ふるさと寄附金によるNPO等支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請がありました防府市ふるさと寄附金によるNPO等支援補助金については、防府市ふるさと寄附金によるNPO等支援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 条件
  - ① 交付申請の内容に変更を生じるときは、変更交付申請書（第7号様式）を提出すること。
  - ② 事業実施後速やかに実績報告書（第9号様式）を提出すること。
  - ③ 補助金の活用内容については、団体のホームページ等で広く公表すること。

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地

団体名

代表者名

電話番号

防府市ふるさと寄附金によるNPO等支援補助金交付請求書

年 月 日付け指令 第 号で補助金交付の決定を受けた  
防府市ふるさと寄附金によるNPO等支援補助金について、下記のとおり請求  
します。

記

金額 \_\_\_\_\_ 円

振込先金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・農協・漁協						
	支店・支所・出張所						
口座番号・種別							1:普通 2:当座
フリガナ							
口座名義							

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地

団体名

代表者名

電話番号

防府市ふるさと寄附金によるNPO等支援補助金変更交付申請書

年 月 日付け指令防 第 号により交付決定のあった防府市ふるさと寄附金によるNPO等支援補助金については、下記のとおり変更したいので、防府市ふるさと寄附金によるNPO等支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

3 添付書類

（1） 変更活用計画書（第7号様式 別紙1）

（2） 変更後の収支予算書（第7号様式 別紙2）

年度補助金変更活用計画書

1 事業名	
2 実施期間	年 月 日～ 年 月 日
3 事業の目的	
4 事業内容	
5 予想される成果・効果	

※ 変更した内容が分かるよう記載してください。

収支予算書

1 収 入

科 目	金額 (円)	備 考
市補助金		
計		

2 支 出

科 目	金額 (円)	備 考
計		

※ 支出科目は、謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、工事請負費等に分けて記載してください。（経理上の科目名で構いません。）

備考欄に変更内容が分かるよう記載してください。

第 8 号様式（第 9 条関係）

指令防 第 号  
年 月 日

様

防府市長

防府市ふるさと寄附金によるNPO等支援補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更の申請がありました防府市ふるさと寄附金によるNPO等支援補助金については、防府市ふるさと寄附金によるNPO等支援補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 変更交付決定額 円
- 2 その他

第9号様式（第12条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地

団体名

代表者名

電話番号

防府市ふるさと寄附金によるNPO等支援補助金活用実績報告書

年 月 日付け指令防 第 号により交付決定のあった防府市ふるさと寄附金によるNPO等支援補助金を活用して事業を実施しましたので、防府市ふるさと寄附金によるNPO等支援補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 活用実績報告書（様式第9号 別紙1）
- 2 収支決算書（様式第9号 別紙2）

年度補助金活用実績報告書

1 事業名	
2 実施期間	年 月 日～ 年 月 日
3 事業内容	
4 事業実施の成果・効果	

収支決算書

1 収 入

科 目	金額 (円)	備 考
市補助金		
計		

2 支 出

科 目	金額 (円)	備 考
計		

※ 支出科目は、謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、工事請負費等に分けて記載してください。（経理上の科目名で構いません。）